

## 避難する人の状態像に応じた避難先の検討整理表（その1）

2011年3月27日時点版

避難する人の状態	入所施設で受入れの場合	GH・CHで受入れの場合	その他で受入れの場合
入所＋生活介護 の支給あり	入所＋生活介護の支給決定をそのまま活用可能（避難元事業所へ事業費を支払い、それを避難先へ支払う）	生活介護部分は支給決定をそのまま活用可能（避難元事業所へ事業費を支払い、それを避難先へ支払う） GH・CH部分は不明確。新たに支給決定は必要だが、程度区分を判定する必要があるか あるいは、GH・CHを「福祉避難所」扱いとする手法も	生活介護部分は支給決定をそのまま活用可能（避難元事業所へ事業費を支払い、それを避難先へ支払う） ナイトケア部分は、受け入れ先が「入所施設」の指定を受けられる可能性がほとんどないため。現実的には、「福祉避難所」とする手法か
GH・CH＋日中 活動の支給あり	日中活動部分は支給決定をそのまま活用可能（避難元事業所へ事業費を支払い、それを避難先へ支払う） 入所部分は不明確。新たに支給決定は必要だが、程度区分がなく判定が必要か あるいは、入所施設を「福祉避難所」扱いとする手法も	日中活動部分、GH・CHともに支給決定をそのまま活用可能（避難元事業所へ事業費を支払い、それを避難先へ支払う） あるいはGH・CHを「福祉避難所」扱いとする手法も	日中活動部分は支給決定をそのまま活用可能（避難元事業所へ事業費を支払い、それを避難先へ支払う） ナイトケア部分は、受け入れ先を「急増GH・CH」で認可してもらうことができれば支給決定をそのまま活用可能（避難元事業所へ事業費を支払い、それを避難先へ支払う） 現実的には、「福祉避難所」とする手法あり

## 避難する人の状態像に応じた避難先の検討整理表（その2）

2011年3月27日時点版

避難する人の状態	入所施設で受入れの場合	GH・CHで受入れの場合	その他で受入れの場合
GH・CHのみ 支給あり	<p>不明確。入所、日中活動とも新たに支給決定が必要だが、GHの場合は障害程度区分がないため、改めての判定が必要か</p> <p>あるいは、入所施設を「福祉避難所」扱いとする手法も（その場合、日中活動の支給決定を訓練等給付に限定すれば程度区分判定不要）</p>	<p>日中活動は新たに支給決定が必要だが、程度区分がなく判定が必要か（支給決定を訓練等給付に限定すれば、程度区分判定不要）</p> <p>GH・CH部分は支給決定をそのまま活用可能（避難元事業所へ事業費を支払い、それを避難先へ支払う）</p> <p>あるいは、GH・CHを「福祉避難所」扱いとする手法も</p>	<p>日中活動は新たに支給決定が必要だが、障害程度区分がないため、改めての判定が必要か（あるいは支給決定を訓練等給付に限定する手法も）</p> <p>ナイトケア部分は、受け入れ先を「急増GH」で認可してもらえば支給決定をそのまま活用可能（避難元事業所へ事業費を支払い、それを避難先へ支払う）</p> <p>現実的には、「福祉避難所」とする手法あり</p>
日中活動のみ 支給あり	<p>日中活動部分は支給決定をそのまま活用可能（避難元事業所へ事業費を支払い、それを避難先へ支払う）</p> <p>入所部分は不明確。新たに支給決定は必要だが、程度区分がなく判定が必要か</p> <p>あるいは、入所施設を「福祉避難所」扱いとする手法も</p>	<p>日中活動部分は支給決定をそのまま活用可能（避難元事業所へ事業費を支払い、それを避難先へ支払う）</p> <p>GH・CH部分は不明確。新たに支給決定は必要だが、程度区分がなく判定が必要か（あるいは、GHに限定する、GH・CHを「福祉避難所」扱いとする手法も）</p>	<p>日中活動部分は支給決定をそのまま活用可能（避難元事業所へ事業費を支払い、それを避難先へ支払う）</p> <p>ナイトケア部分は、受け入れ先を「急増GH」で認可してもらえれば支給決定をそのまま活用可能だが、現実的には、「福祉避難所」とする手法か</p>

## 避難する人の状態像に応じた避難先の検討整理表（その3）

2011年3月27日時点版

避難する人の状態	入所施設で受入れの場合	GH・CHで受入れの場合	その他で受入れの場合
日中・夜間とも 支給なし	<p>不明確。入所、日中活動とも新たに支給決定が必要だが、障害程度区分がないため、改めての判定が必要か</p> <p>あるいは、入所施設を「福祉避難所」扱いとする手法も（その場合、日中活動の支給決定を訓練等給付に限定すれば程度区分判定不要）</p>	<p>不明確。日中活動、GH・CHとも新たに支給決定が必要だが、障害程度区分がないため、改めての判定が必要か（支給決定をGHに限定すれば程度区分判定は不要）</p> <p>あるいは、GH・CHを「福祉避難所」扱いとする手法も（ただし、その場合でも日中活動の支給決定は必要のため、支給決定を訓練等給付に限定すれば区分判定不要）</p>	<p>不明確。日中活動、ナイトケアとも新たに支給決定が必要だが、障害程度区分がないため、改めての判定が必要か（支給決定をGHに限定すれば程度区分判定は不要）</p> <p>ナイトケア部分は、受け入れ先を「急増GH」で認可してもらえれば支給決定をそのまま活用可能だが、現実的には、「福祉避難所」とする手法か</p> <p>日中活動は新たに支給決定が必要だが、障害程度区分がないため、改めての判定が必要か（あるいは支給決定を訓練等給付に限定すれば区分判定不要）</p>

### 【注記】

- ※ 国の通知により、入所やGH・CH、日中活動は支援員を追加せずに定員超過で受け入れても減算などはない。また、異なる事業種別で受け入れてもOK（例：生活介護の支給決定を受けている人が、就労継続B型事業所を利用してもOK）
- ※ 避難先での福祉サービス利用の考え方は、基本的に次のとおり。
  - ・ すでに支給決定がある場合は、避難元事業所へ事業費を支払い、それを避難先事業所へ支払う  
→ したがって、事業単価は避難元事業所の事業種別や各種加算による
  - ・ 新規に支給決定する場合は、避難先の事業所に事業費を支払う  
→ したがって、事業単価は避難先事業所の事業種別や各種加算による
- ※ 被災地から支援者も一緒に移動した場合、福祉避難所の「10：1」配置職員にすることも可能。また、避難先の福祉サービス事業所における「応援職員」扱いにすることもできる可能性あり
- ※ 「福祉避難所」とする場合、10：1の支援職員配置に上乘せが必要。仮にそれがNGな場合、少なくとも被災地から一緒に避難してきた支援者を「応援職員」として位置付けることが必要
- ※ 一般の被災者受け入れでも民間アパートの借り上げなどで対応する事例が出てきており、「福祉避難所」についても借り上げ費用を支弁対象とする方向となっている（支弁額は、家賃と食費込みで1人1日5,000円程度となる見込み）

### 【被災者支援が長期化することを念頭に置いた場合に留意すべき点】

- ★ 施設入所している人やGH・CHの支給決定を受けている人については、国の通知で支給決定をそのまま避難先で適用できることになっているので、可能な限り避難先の入所施設で受入れていただいた方がスムーズ
- ★ ナイトケア、日中活動の支給決定を受けていない人については、受け入れ自治体と避難元自治体で電話連絡等の最低限の確認を前提に、「避難先自治体」の判断で支給決定できるようにしておく必要がある（避難元自治体には電話等で了解を得ておく）
- ★ 福祉施設やGH・CHの確保が難しい場合には、民間アパートなどの借り上げによる受け入れも必要になる。その際は確実に「福祉避難所」として位置付けられることが必要（これがないとまったくの受け入れ側持ち出しとなってしまい、財政規模の小さな法人では1か月と持たず共倒れになる）
- ★ 被災地から一緒にやってきた支援者の身分保障を考えると、避難受け入れ先において雇用できるとベストか。たとえば、避難先での福祉サービス事業所へ期間契約で勤務するなど。最低でも、「福祉避難所」における10：1の支援職員には位置付けたいところ